十　旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法（以下この号において「なお効力を有する旧船員保険法」という。）第三十六条第一項の規定により加給される金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（なお効力を有する旧船員保険法第四十一条の二第一項の規定により加給される金額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧船員保険法第五十条の三及び第五十条の三の二の規定により加給される金額並びに遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十一　平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。以下この号において「なお効力を有する廃止前農林共済法」という。）第三十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号に掲げる額並びになお効力を有する廃止前農林共済法附則第十一条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する年齢到達時繰上げ調整追加額並びに平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。以下この号において「なお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条第一項及び第四項並びに第十六条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十二　平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

第三十条を削る。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　資料の提供

第三十条　法第百十四条に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による年金である給付

二　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付

三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

四　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

第三十一条の見出しを削る。

第三十四条第一項中「住居手当、子女教育手当及び特殊語学手当を除く」を「第五条第二項第一号の二に掲げる給与をいう」に改める。

第三十七条第一項中「別表第三」を「別表」に改める。

第四十三条第一項第二十九号中「（平成十六年法律第百五号）」を削る。

第四十四条第一項中「長期組合員」の下に「（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）」を加える。

第四十四条の五第三項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第四項の表以外の部分中「別表第三」を「別表第二」に、「第十二条、第十二条の三、第十二条の三の二、第十二条の五及び第十三条」を「第二十二条、第二十二条の三、第二十三条、第二十五条の三及び第二十五条の四」に改め、同項の表第十一条第一項の項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同表第十二条第一項及び第二項の項中「第十二条第一項及び第二項」を「第二十二条第一項及び第二項」に、「第九十九条第六項及び第七項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同表第十二条の三第一項の項中「第十二条の三第一項」を「第二十二条の三第一項」に改め、同表第十二条の三第三項の項中「第十二条の三第三項」を「第二十二条の三第三項」に、「長期組合員の標準報酬の月額」を「第二号厚生年金被保険者の標準報酬月額」に、「長期組合員の標準期末手当等の額」を「第二号厚生年金被保険者の標準賞与額」に改め、同表第十二条の三の二の項中「第十二条の三の二」を「第二十三条」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第九十九条第六項及び第七項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同表第十二条の五第四項の項中「第十二条の五第四項」を「第二十五条の三第四項」に改め、同表第十三条の項中「第十三条」を「第二十五条の四」に、「第九十九条第七項及び第八項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「別表第三」を「別表第二」に改める。

第四十五条の二第二項の表法第十二条第一項の項中「その他国」の下に「に使用される者」を加え、同表法第九十九条第四項の項中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同表法第九十九条第五項の項を削り、同条第三項中「第十一条の十第七項及び第十三条」を「第二十一条の二第七項及び第二十五条の四」に改める。

第四十六条中「年金である給付」を「厚生年金保険給付」に、「金額を、」を「金額並びに当該地方の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者の当該地方の組合の組合員となつた日における給付算定基礎額（法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十八条第三項において同じ。）となるべき金額及び当該地方の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する金額を基礎として財務大臣が総務大臣と協議して定める方法により算定した金額を、」に改める。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　組合員又は組合員であつた者が、地方の組合の組合員となり地方公務員等共済組合法第百四十四条の規定によりその者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第二号老齢厚生年金」という。）又は障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第二号障害厚生年金」という。）が厚生年金保険法による老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。）又は障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。）とみなされた場合には、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、当該みなされた老齢厚生年金又は障害厚生年金は、第二号老齢厚生年金又は第二号障害厚生年金に該当しないものとみなす。

2　組合員又は組合員であつた者が、地方の組合の組合員となり地方公務員等共済組合法第百四十四条の規定によりその者に係る退職年金又は公務障害年金が同法による退職年金又は公務障害年金とみなされた場合には、退職等年金給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職年金又は公務障害年金は、退職年金又は公務障害年金に該当しないものとみなす。